

朝来市告示第61号

朝来市建築物等関連事業補助金に係る代理受領制度取扱要領を次のように定める。
令和7年4月1日

朝来市長 藤 岡 勇

朝来市建築物等関連事業補助金に係る代理受領制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市が交付する建築物等関連事業に係る補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）が、当該補助金の交付の請求及び受領を事業者委任する場合の手續（以下「代理受領」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「建築物等関連事業」とは、次に掲げる補助金交付要綱に基づく補助金の交付対象となる補助事業をいう。

- (1) 朝来市わが家の耐震改修補助金交付要綱（平成29年朝来市告示第23号）
- (2) 朝来市不良住宅等除却支援補助金交付要綱（平成31年朝来市告示第43号）
- (3) 朝来市破損空家等除却支援補助金交付要綱（令和2年朝来市告示第168号）

(事前届出)

第3条 補助金の交付の請求及び受領を代理受領により行おうとする申請者は、建築物等関連事業に係る交付申請書を提出する際に、代理受領事前届出書（様式第1号。以下「事前届出書」という。）により、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、建築物等関連事業に係る実績報告書を提出するときまでに届け出れば足りる。

(事前届出確認及び事前届出の取下げ)

第4条 市長は、事前届出書を提出した申請者に対し、代理受領事前届出確認通知書（様式第2号）を送付するものとする。

- 2 申請者は、事前届出書を取り下げようとするときは、実績報告書を提出するときまでに代理受領事前届出取下届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 3 申請者が補助金交付申請を取り下げたときは、事前届出書が取り下げられたものとみなす。

(事前届出の内容の変更等)

第5条 申請者は、事前届出書の内容に変更が生じる場合は、代理受領に係る変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更届を提出した申請者に対し、代理受領事前届出変更確認通知書（様式第5号）を送付するものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第6条 第3条の規定による届出を行った申請者は、実績報告書を提出する際に、代理受領に係る補助事業内訳説明書（様式第6号。以下「内訳説明書」という。）及び印鑑登録証明書を市長に提出しなければならない。

- 2 内訳説明書には、印鑑登録証明書と同一の印影による押印がなければならない。
- 3 申請者は、代理受領に係る委任状（様式第7号）を建築物等関連事業に係る工事

請負契約を締結した者（以下「事業者」という。）を経由して市長に提出することにより、補助金の交付の請求及び受領を事業者に委任することができる。

- 4 市長は、事業者からの請求書に基づき、当該請求に係る補助金を事業者に交付するものとする。

（利用の取消し）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この告示に基づく手続はなかったものとみなす。

（1）市長が補助事業の交付決定を取り消した場合

（2）市長が補助事業の廃止を承認した場合

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

（1）虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

（2）法令、要綱又はこの要領に違反した場合

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が代理受領の利用を不相当と認めた場合

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（朝来市わが家の耐震改修補助金に係る代理受領制度取扱要領の廃止）

- 2 朝来市わが家の耐震改修補助金に係る代理受領制度取扱要領（令和5年朝来市告示第35号）は、廃止する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

代理受領事前届出書

年 月 日

朝来市長 様

(〒 ー)

住 所

ふりがな

氏 名

(電話番号)

※平日昼間に連絡のつきやすい電話番号をお書きください。
自署されない場合は、記名押印してください。

朝来市建築物等関連事業補助金に係る代理受領制度取扱要領第 3 条の規定により、下記により実施する補助事業において、補助金の交付の請求及び受領を下記事業者に委任する予定であることを届け出ます。

記

1. 補助事業内容

補助事業名	☐ 朝来市わが家の耐震改修補助事業 ☐ 朝来市不良住宅等除却支援事業 ☐ 朝来市破損空家等除却支援事業
建物所在地	

2. 事業者（補助金の請求・受領の受任予定者）

事業者名	
所在地	
役職・代表者氏名	
電話番号	

代理受領事前届出確認通知書

第 年 月 日 号

様

朝来市長 

年 月 日付けで届出のあった代理受領事前届出書について、下記のとおり内容を確認したので、朝来市建築物等関連事業補助金に係る代理受領制度取扱要領第 4 条の規定により通知します。

なお、当該届出書を取り下げようとする場合は、実績報告書を提出するときまでに代理受領事前届出取下届を提出してください。

記

1. 補助事業内容

補助事業名	☐ 朝来市わが家の耐震改修補助事業 ☐ 朝来市不良住宅等除却支援事業 ☐ 朝来市破損空家等除却支援事業
建物所在地	

2. 事業者（補助金の請求・受領の受任予定者）

事業者名	
所在地	
役職・代表者氏名	
電話番号	

※代理受領

通常、補助金は申請者に支払われますが、申請者からの委任により、申請者と契約して補助対象工事を実施する事業者が、申請者の代わりに補助金の受領を行うことができる手続です。

様式第 3 号（第 4 条関係）

代理受領事前届出取下届

年 月 日

朝来市長 様

(〒 —)

住 所

ふりがな

氏 名

(電話番号)

※平日昼間に連絡のつきやすい電話番号をお書きください。
自署されない場合は、記名押印してください。

年 月 日に提出した代理受領事前届出書について、下記により取り
下げたいので、朝来市建築物等関連事業補助金に係る代理受領制度取扱要領第 4
条第 2 項の規定により届け出ます。

記

補助事業名	☐ 朝来市わが家の耐震改修補助事業 ☐ 朝来市不良住宅等除却支援事業 ☐ 朝来市破損空家等除却支援事業
建物所在地	
取下理由	

様式第 4 号（第 5 条関係）

代理受領に係る変更届

年 月 日

朝来市長 様

(〒 ー)

住 所

ふりがな

氏 名

(電話番号)

※平日昼間に連絡のつきやすい電話番号をお書きください。
自署されない場合は、記名押印してください。

年 月 日に提出した代理受領事前届出書の内容について変更したので、朝来市建築物等関連事業補助金に係る代理受領制度取扱要領第 5 条の規定により届け出ます。

記

補助事業名	☐ 朝来市わが家の耐震改修補助事業 ☐ 朝来市不良住宅等除却支援事業 ☐ 朝来市破損空家等除却支援事業
建物所在地	
変更内容	
変更理由	

代理受領事前届出変更確認通知書

第 号
年 月 日

様

朝来市長



年 月 日付けで届出のあった代理受領に係る変更届について、下記のとおり内容を確認したので、朝来市建築物等関連事業補助金に係る代理受領制度取扱要領第 5 条の規定により通知します。

なお、当該変更届を取り下げようとする場合は、実績報告書を提出するときまでに代理受領事前届出取下届を提出してください。

記

1. 補助事業内容

補助事業名	☐ 朝来市わが家の耐震改修補助事業 ☐ 朝来市不良住宅等除却支援事業 ☐ 朝来市破損空家等除却支援事業
建物所在地	

2. 事業者（補助金の請求・受領の受任予定者）

事業者名	
所在地	
役職・代表者氏名	
電話番号	

※代理受領

通常、補助金は申請者に支払われますが、申請者からの委任により、申請者と契約して補助対象工事を実施する事業者が、申請者の代わりに補助金の受領を行うことができる手続です。

様式第 6 号（第 6 条関係）

代理受領に係る補助事業内訳説明書

補助事業名	☐ 朝来市わが家の耐震改修補助事業 ☐ 朝来市不良住宅等除却支援事業 ☐ 朝来市破損空家等除却支援事業		
建物所在地			
金額内訳	契約金額 (A)	金	円
	補助金額 (B)	金	円
	差引金額 (A)－(B)	金	円

(申請者)

年 月 日

私は、上記差引金額を確かに事業者に支払いました。

住所

氏名

実印

(事業者)

年 月 日

私は、上記差引金額を申請者に請求し、確かに申請者から上記差引金額を受領しました。

事業者名

所在地

代表者氏名

印

添付書類 印鑑証明書

※実績報告書には契約書及び領収書の写しの添付が必要です。

様式第 7 号（第 6 条関係）

代理受領に係る委任状

年 月 日

朝来市長 様

(〒 ー)

住 所

ふりがな

氏 名

(電話番号)

※平日昼間に連絡のつきやすい電話番号をお書きください。
自署されない場合は、記名押印してください。

私は、下記のとおり、補助金の交付の請求及び受領を委任します。

記

補助事業名	☐ 朝来市わが家の耐震改修補助事業 ☐ 朝来市不良住宅等除却支援事業 ☐ 朝来市破損空家等除却支援事業
建物所在地	
確定通知	年 月 日付け 第 号
補助金額	金 円

上記補助金の交付の請求及び受領の権限の委任を受けることを承諾します。

事業者名

所在地

代表者氏名

印